



Q:どのような援助をしてくれますか？



A：保育所の開始前や終了後の子どもの預かり、
学校の放課後や学童保育終了後の子どもの預かり、
学校の夏休みなどの子どもの預かり、
保護者等の病気や介護、急用等の場合の子どもの預かり、
保護者等が冠婚葬祭や他の子どもの学校行事で外出が必要な際子どもの預かり、
保護者等が自分の時間が持ちたい、リフレッシュしたい、そんなときの子どもの預かり
などです。



Q:子どもをどこで預かってもらうの？



A：子どもの預かりは原則として協力会員のお宅です。
しかし、やむを得ないと認められる場合は会員相互の合意の上、協力会員が依頼会員のお宅に訪問し預かりを行なうことができます。
また、合意の上でお子さんを他施設（児童センター・公園など）に協力会員が連れて行き、預かりを行なうこともできます。



Q:宿泊や食事はできますか？



A：夜間に及ぶ預かりもありますが、原則として子どもの宿泊は行ないません。
食事時間にまたがるときには依頼会員が用意して預けることになっています。



Q:日中仕事のため市役所へ行き、依頼登録をすることができないのですか？



A：依頼登録は窓口へ申込書を提出していただくことが原則です。それは、大切なお子さんの預かりをお子さんも協力会員も安心して行なえるように事前の打ち合わせや、お子さんの様子の把握をするためです。
ただ、援助を必要とする方の中には日中に市役所へ来庁することができない方が多くいらっしゃると思います。センターの認める範囲内でできるだけ柔軟な対応をしていきたいと思っておりますので、メール又は電話にて一度ご相談ください。



Q:スケジュールが不規則な仕事をしています。急な依頼やキャンセル、時間の延長にも対応してもらえるの？



A : ○急な依頼については、すでに会員登録が済んでいて、サポートしてくれる協力会員が決まっていた場合は、緊急の場合でもスムーズに対応することができます。まずはセンターまでご連絡ください。

○キャンセルの場合、早急にセンターへ連絡してください。センターから協力会員に連絡をします。取消料金については、前日までは無料、当日は半額、無断取消は全額となっています。

○時間の延長が必要になったときには、早急に協力会員へ連絡をし、延長ができるかを確認してください。協力会員の都合がつかない場合はセンターに連絡ください。

ファミリーサポートセンターの活動は会員同士の信頼関係の上で成り立っています。いずれの場合も早めの連絡など、依頼会員、協力会員ともに心地よく、お子さんが安心して利用できるよう心がけてください。



Q:今のところ利用する予定はないのですが、登録だけすることもできますか？



A : 一度登録していただくと、お子さんが12歳になるまで自動的に更新されます。

登録から日が経っての利用の場合、お子さんの様子の変化を確認させていただくことになるかと思いますが、急な依頼のときにも比較的スムーズに対応することができます。

急な依頼に備えて、事前に預かってくれる協力会員の紹介(マッチング)もしています。

仕事をしているから・・・していないから・・・に関わらず、気軽に登録してください。

登録にかかる手数料、会費はかかりませんので、いざという時のための登録もおすすめです。



Q:制度を詳しく知りたいのですが、ママ友の集まりに説明に来てくれますか？



A : センターへご連絡ください。日程を相談させていただき、説明に伺います。

お伺いできるのは、市役所開庁日の午前9:00～午後5:00の間になりますが、他の団体への説明会やセンターの都合によりご希望の日にお約束できないこともありますので、何日か候補日を決めてご連絡いただけますようお願いいたします。